

小矢部市低入札価格調査基準

(趣旨)

第1条 この基準は、小矢部市低入札価格調査委員会設置要領に基づき低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）において公平かつ適正な調査を行うため、必要な事項を定める。

(基準価格の設定)

第2条 基準価格の設定は、設計額が200万円以上の建設工事及び委託業務の請負（以下「工事等」という。）とする。

2 建設工事の基準価格は、設計額の基礎となった次に掲げる額の合算額とする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては、10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 委託業務の基準価格は、設計額の基礎となった次に掲げる額の合算額とする。ただし、その合計額が予定価格に10分の8.1（測量業務にあっては10分の8.2、地質調査業務にあっては10分の8.5）を乗じて得た額（以下「上限額」という。）を超える場合は上限額を、予定価格に10分の6（地質調査業務にあっては3分の2）を乗じて得た額（以下「下限額」という。）に満たない場合は下限額を基準価格とする。

(1) 測量業務

- ア 直接測量費の額
- イ 測量調査費の額
- ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(2) 建築関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 特別経費の額
- ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(3) 土木関係建設コンサルタント業務

- ア 直接人件費の額
- イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

(4) 地質調査業務

ア 直接調査費の額

イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額

エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額

(5) 補償関係コンサルタント業務

ア 直接人件費の額

イ 直接経費の額

ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

4 特別なものについては、前2項の算定方法にかかわらず、10分の7.5から10分の9.2までの範囲の中で適宜の割合とする。

5 基準価格の設定は、別紙様式により設計担当課が行う。

(基準価格の確定)

第3条 事務の適正な執行を確保するため、予定価格を記載した書面（以下「予定価格設定書」という。）の予定価格が記載された行の下に、本基準に基づく具体的金額を「調査基準価格〇〇〇」と記載する。

(指名業者への周知)

第4条 本制度の円滑な運用を図るため、入札通知の際、入札心得の条文を熟読することを入札業者に促すとともに現場説明及び入札執行の際に次のことを説明し、問題の発生しないよう配慮する。

(1) 低価格調査の基準価格が設定されていること。

(2) 基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法

(3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(4) 基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

(入札の執行)

第5条 入札の結果、基準価格を下回る入札が行われた場合には、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は、後日決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査)

第5条の2 落札候補者は、小矢部市低入札価格調査委員会が別に定める調査審議事項を、設計担当課へ提出するものとする。

(落札者の決定)

第6条 調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

2 調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、最低入札者を落札者とせず、他の者のうち最低の価格をもって申し込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。なお、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、同様の手続きで低価格調査を実施する。

3 前項の措置を執った場合には、調査の結果及び意見を記載した書面を作成しなければならない。

(落札者、入札者への通知)

第7条 落札者を決定したときは、次の定めのとおり落札者及び入札者へ通知しなければならない。

(1) 最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とした場合。

ア 当該落札者には、必要事項を通知

イ その他の入札者には、落札の決定があった旨を通知

(2) 次順位者を落札者とした場合。

ア 当該落札者には、必要事項を通知

イ 最低の価格をもって申し込みをした者で落札者とならなかった者には、落札

者とならなかった理由その他必要事項を通知

ウ その他の入札者には、落札の決定があった旨を通知

(調査審議事項の履行確認)

第8条 設計担当課長は、落札者に対して第5条の2の規定により実施した調査審議事項が適正に履行されているか、随時確認できることとし、工事・業務等の完了時に実績の報告を求めることができる。

附 則

この基準は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年10月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

附 則

この基準は、平成29年10月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に指名の通知又は入札の公告を行う工事等に係る入札から適用する。